

- ・ 個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・ 上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

6 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

7 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

8 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

9 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

10 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

11 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

12 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

13 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

請 書

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

法人所在地 〒

法人名称

法人代表者 職名

氏名 印

福岡市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、要介護認定調査委託契約を締結し、次の条項に基づいて履行することをお請けします。

記

（委託内容）

第1条 甲は、要介護認定調査（以下「調査」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（遵守事項）

第2条 乙は、調査に従事する介護支援専門員（以下「従事者」という。）に対し、以下の任務を遂行させる義務を甲に対して負うものとする。

（1）対象者の調査を別記仕様書のとおり適正に実施する。

（2）調査実施終了後、速やかに甲に（1）の調査結果を報告する。

（委託料の支払）

第3条 乙は、毎月ごと、甲の定める期日までに当月分の委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙からの適切な請求書を受理した後30日以内に当月分の委託料を支払うものとする。

3 前各項は、乙の開設した指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設、指定市町村事務受託法人（以下「事業所等」という。）に行わせることができる。その場合、認定調査委託料の請求及び受領等に関する届を提出するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

（業務実施の指示）

第5条 甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報の取扱いについて、

別記「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（事故発生時の対応）

第7条 乙は、調査の際に事故が発生した場合には、速やかに甲及び対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 また、乙の責めにより対象者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

（報告書の提出）

第8条 甲は、必要と認めるときは乙に受託業務の実施状況の報告を文書等により求めることができる。（立ち入り調査等）

第9条 甲は、乙に対し、委託業務の実施について立ち入り調査し、必要な報告を求め、必要な指示を与えることができる。また、乙は、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第10条 甲は、次の各号に該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

（1）乙が事業所等の指定を取り消されたとき。

（2）乙が介護保険法に定める指定居宅介護支援事業の基準、指定介護老人福祉施設の基準、介護老人保健施設の基準、介護医療院の基準、又は指定地域密着型サービス事業の基準に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。

（3）乙が不正な調査を行う等本契約又は本契約に基づく指示に違反し、又はその違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（虚偽書類提出等の不正行為に対する違約金）

第11条 受注者は、虚偽の書類の提出等不正な手段により業務委託料の支払いを受けたときは、当該業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に損害が生じた場合に、発注者がその損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。

4 発注者は、受注者が第1項に規定する場合に該当するときは、この契約を解除することができる。（疑義の解決）

第12条 本契約に定める事項その他要介護認定調査の業務上の必要な事項について疑義が生じ場合には、甲乙協議して解決するものとする。

仕様書

1 委託内容

「認定調査票の記入の手引き」（令和3年8月16日付け老老発0816第1号厚生労働省老健局老人保健課長通知）に基づく要介護認定調査

2 実施方法

（1）市長より通知された調査対象者に対し速やかに調査の連絡を行うとともに、通知日から起算して9開庁日以内に調査を実施し、介護保険要介護認定訪問調査依頼書に定める要介護認定調査票提出期限までに調査結果を提出すること。

ただし、特段の理由がある場合には、あらかじめ発注者の了承を得て、これを延期することができる。

（2）調査対象者の通知は、乙の開設した事業所等に行うことができる。また、その場合の報告は当該事業所等が行うものとする。

（3）介護保険法に規定する介護支援専門員に調査を行わせること。

（4）従事者は、福岡市要介護認定委託調査実施要綱に規定する調査員研修を予め受講すること。また、乙は従事者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを予め提出すること。

（5）委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

3 この仕様書のほか、介護保険法、その他関係法令及び福岡市要介護認定委託調査実施要綱の定めに従うこと。

別記「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。